名称　船浦港北口第三号灯標
位置
所在地　伊武田埼（沖縄県八重山郡竹富町）の北北西方約二・二キロメートル
北緯　二四―二五―三一
東経　一二三―四九―二五
変更した事項
名称　船浦港北口第三号立標
灯質　削除
光度　削除
光達距離　削除
明弧　削除
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・五メートル
記事　この立標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。
変更年月日　平成二十九年四月一日

名称　船浦港北口第八号灯標
位置
所在地　伊武田埼（沖縄県八重山郡竹富町）の西方約一・〇キロメートル
北緯　二四―二四―一九
東経　一二三―四九―二三
変更した事項
名称　船浦港北口第八号立標
灯質　削除
光度　削除
光達距離　削除
明弧　削除
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・三メートル
記事　この立標の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。
変更年月日　平成二十九年四月一日

○東北地方整備局告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　一般国道　十三号

二　占用を制限する区域　新庄市大字鳥越字岩木一一〇九番一〇から同市大字鳥越字栗田六〇六番一三まで

三　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

四　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

五　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

六　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月十日

名称　船浦港東口第四号灯標
位置
所在地　伊武田埼（沖縄県八重山郡竹富町）の東北東方約二・〇キロメートル
北緯　二四―二四―三五
東経　一二三―五一―〇七
変更した事項
名称　船浦港東口第四号立標
灯質　削除
光度　削除
光達距離　削除
明弧　削除
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・四メートル
記事　この立標の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。
変更年月日　平成二十九年四月一日

名称　船浦港東口第六号灯標
位置
所在地　伊武田埼（沖縄県八重山郡竹富町）の東北東方約一・二キロメートル
北緯　二四―二四―四三
東経　一二三―五〇―三六
変更した事項
名称　船浦港東口第六号立標
灯質　削除
光度　削除
光達距離　削除
明弧　削除
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・四メートル
記事　この立標の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。
変更年月日　平成二十九年四月一日

○東北地方整備局告示第百三十七号

岩木川水系に係る指定区間外の一級河川について、平成九年九月一日建設省告示第千六百三十二号を次のように改正する。

「第一号図から第六十二号図まで」を「第一号図から第七十号図まで」に「同局青森工事事務所及び浅瀬石川ダム管理所」を「青森河川国道事務所及び岩木川ダム統合管理事務所」に改める。

（図面省略）

平成二十九年四月三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

附　則

平成十八年三月三日東北地方整備局告示第四十二号（河川予定地として指定する件）は、廃止する。

○東北地方整備局告示第百三十八号

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第七条第一項の規定に基づき、宮城県知事に代わって東北地方整備局長において施行中の特定災害復旧等海岸工事について、その全部を完了したので、同法施行令（平成二十三年政令第百十四号）第十二条第一項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十九年四月三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　工事を完了した区域　宮城県仙台湾沿岸仙台海岸深沼地区海岸に係る海岸保全区域の区域（深沼漁港に係る漁港区域と重複する区域を除く。）

二　工事の種類　海岸保全施設の特定災害復旧

三　工事完了の日　平成二十九年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月三日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　佐久都市計画道路事業三・五・二十四号相生大手線及び三・四・十一号御代田佐久線

三　事業施行期間　自平成二十九年四月三日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長野県佐久市岩村田字柳堂及び字下宿地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月三日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　中野都市計画道路事業三・五・七号西町上小田中線及び三・五・九号立ケ花東山線

三　事業施行期間　自平成二十九年四月三日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長野県中野市大字中野字岩舟境、西一丁目及び西二丁目地内

使用の部分　長野県中野市西一丁目地内